

支給決定障害者の区分		額
一	十八歳未満の者	三万四千円
二	六十五歳以上の者	三万円
三	六十歳から六十四歳までの者又は国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)に基づく障害基礎年金を受給する者のうち障害の状態が同法第三十条第二項に規定する障害等級の二級に該当するもの(前項に掲げる者を除く)	二万八千円
四	前三項に掲げる者以外の者	二万五千円

○厚生労働省告示第五百三十五号  
 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)附則第八條の二の規定に基づき、厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホームを次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。  
 平成十八年九月二十九日  
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第五百三十八号  
 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)附則第七條第三号イ(1)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホームは、次の各号に掲げる基準を満たす精神障害者福祉ホーム(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第四十六條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五法律第百二十三号)第五十條の二第四項に規定する精神障害者福祉ホームをいう。)以外のものとする。  
 一 おおむね二十人の人員を利用させることができる規模を有するものであること。  
 二 次に掲げる設備を設けていること。

- イ 居室
- ロ 集居室兼娯楽室
- ハ 調理室
- ニ 浴室
- ホ 洗面所
- ヘ 便所
- ト 管理人室
- チ 相談・指導室
- リ 事務室

三 前号イの居室は、次に掲げる基準を満たしていること。  
 (1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、長期間の療養に配慮した環境を設けた場合には、定員を複数人とすることができる。  
 (2) 地階に設けてはならないこと。  
 (3) 利用者一人当たりの床面積は、収納設備及び調理設備等を除き、八・〇平方メートル以上であること。  
 (4) 一以上の出入口が、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられていること。

四 利用者一人当たり二・三・三平方メートル以上の建築面積を有していること。  
 五 次に掲げる職員を置いていること。  
 イ 管理人 一  
 ロ 医師 一以上  
 ハ 指導員 三以上  
 ○厚生労働省告示第五百三十六号  
 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)附則第十一條の規定に基づき、障害者自立支援法施行令附則第十一條に規定する厚生労働大臣が定める者を次のように定め、第一号及び第二号については平成十八年十月一日から、第三号については平成十九年四月一日からそれぞれ適用する。  
 平成十八年九月二十九日  
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第五百三十七号  
 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)附則第十一條に規定する厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする。  
 一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第百六十六條第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練の利用者  
 二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(次号において「介護給付費等単位数表」という。)第12の5の短期滞在加算を算定される者のうち継続的に居室その他の設備の提供を受ける者  
 三 介護給付費等単位数表第12の8又は第13の9の精神障害者退院支援施設加算を算定される者  
 ○厚生労働省告示第五百三十八号  
 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)附則第七條第三号イ(1)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする。  
 平成十八年九月二十九日  
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第五百三十八号  
 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第五條第一項(同令第七條において準用する場合を含む。)及び第四十四條第一項(同令第四十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。  
 平成十八年九月二十九日  
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの  
 (指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの)  
 第一條 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第五條第一項(同令第七條において準用する場合を含む。)の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四條第一項(同令第四十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

一 介護福祉士  
 二 居宅介護従業者養成研修(障害者等)障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)以下「法」という)第二條第一項第一号に規定する障害者等をいう。)に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、次條の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)別表第二に定める内容以上のもの、同告示別表第三に定める内容以上のもの又は同告示別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

- 三 重度訪問介護従業者養成研修(重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第一又は別表第二に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
  - 四 行動援護従業者養成研修(知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
  - 五 平成十八年九月三十日において現に居宅介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
  - 六 平成十八年九月三十日において現に重度訪問介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
  - 七 平成十八年九月三十日において現に行動援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
  - 八 平成十八年九月三十日において現に居宅介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの
  - 九 平成十八年九月三十日において現に重度訪問介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの
  - 十 平成十八年九月三十日において現に行動援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの
  - 十一 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二項に規定する政令で定める者
  - 十二 平成十八年三月三十一日において現に身体障害者居宅介護等事業(法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第六項に規定する身体障害者居宅介護等事業をいう)、知的障害者居宅介護等事業(法附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条第七項に規定する知的障害者居宅介護等事業をいう)又は児童居宅介護等事業(法附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第七項に規定する児童居宅介護等事業をいう)に従事した経験を有する者であつて、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの
  - 十三 この告示による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第二九九号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。)第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十四 平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十五 平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

(準用)

第二条 居宅介護従業者養成研修の課程は、介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表第二から別表第四までの課程を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同告示の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。この場合において、この条により読み替へられた同告示別表第二に定める研修の課程は、読み替へられた同告示別表第三に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

別表第二 演習の項	別表第二 実習の項	別表第三 演習の項	別表第三 実習の項	別表第三 及び別表 第四実習 の項
主任訪問介護員が行う他の 居宅介護支援 処遇	認知症の症状を呈する老人等に対する介護実習、主任訪問介護員が行う他の保健師、医療ソーシャルワーカー又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する実習、老人デイサービスセンターの業務に関する実習、訪問看護に関する実習及び地域包括支援センター又は老人介護支援センターの業務に関する実習	老人保健福祉 訪問介護に関する 訪問介護員	保健福祉 居宅介護に関する 居宅介護従業者	支援が困難な者に対する介護実習、他の保健師、医療ソーシャルワーカー又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する実習、他の居宅介護従業者に対する指導監督その他の居宅介護を適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する実習、生活介護を行う事業所等の業務に関する実習及び相談支援事業の業務に関する実習
他の	支援	居宅介護計画	居宅介護計画	生活介護を行う事業所等における介護実習及び居宅介護 生活介護を行う事業所

別表第一 (第三号関係)

区分	科 目	時間数	備 考
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	二	重度訪問介護に従事する者の職業倫理に関する講義を行うこと
	基礎的な介護技術に関する講義	一	
	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	五	
	外出時の介護技術に関する実習	二	
	合 計	一〇	

別表第二 (第三号関係)

区分	科 目	時間数	備 考
講義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	四	
	コミュニケーションの技術に関する講義	二	
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	一	
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	三	在宅等で生活する障害者区分五又は六である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を一所として行われるものとする。
合 計	一〇		

別表第三 (第四号関係)

区分	科 目	時間数	備 考
講義	行動援護に係る制度及びサービスに関する講義	二	サービス利用者の人権及び従事者の職業倫理に関する講義も含む
	行動援護利用者の障害特性及び障害理解に関する講義	二	
	行動援護の技術に関する講義	二	
	行動援護の事例の検討に関する演習	四	
演習	行動援護の支援技術に関する演習	三	

○厚生労働省告示第五百三十九号  
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号)及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第二百三十二号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

平成十八年九月二十九日  
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣が定める一単位の単価  
一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)第一号、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号)第一号及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価は、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)以下「法」という。第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、児童デイサービス、自立訓練及び障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービス)をいう。以下同じ。法第三十二条第一項に規定する指定相談支援(以下「指定相談支援」という)並びに法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援については十円、居宅介護、重度訪問介護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六条第一項に規定するサービス事業所、法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等、指定相談支援の事業を行う事業所又は法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	サービス種類	割 合
特別区	旧知的障害者通勤費支援	千分の千四十八
	就労継続支援	千分の千六十八
	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合)	
	自立訓練	千分の千七十
	就労移行支援	千分の千七十一
	居宅介護	千分の千七十二
	重度訪問介護	
その他	児童デイサービス	
	短期入所	
	重度障害者等包括支援相談支援	

行動援護の事例分析に関する演習	行動援護の事例分析の検討に関する演習
四 モデルを使ったグループワークによる演習を行うこと。	三 演習結果の発表及び講評を行うこと。
合 計	一〇